

第8章 議会改革

(議会改革の推進)

第30条 議会は、議会改革に継続的に取り組み、その推進に努めなければならない。

- 2 議会は、議会改革の推進に資するため、議員により構成される議会改革推進協議会を設置し、議長の諮問に基づき、協議を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、議会改革推進協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 この条例の最高規範性及び見直し

(最高規範性)

第31条 この条例は、議会に関する最高規範であり、議会は、この条例を誠実に遵守するものとする。

- 2 議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定改廃及び解釈に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。
- 3 議会は、前2項の規定を適正に行うため、一般選挙による議員の新たな任期の開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

(この条例の見直し)

第32条 議会は、この条例の目的の達成状況について、随時検証するものとし、その検証の結果、制度の改善等が必要であると認めるときは、この条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 22 日条例第 15 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)附則第 1 条ただし書きの政令で定める日(平成 25 年 3 月 1 日)から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 55 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。